

「文の京」ハートフルプラン  
文京区地域福祉保健計画

## 障害者・児計画

平成30年度～平成32年度

概要版



# 第1章 計画の策定の考え方

## 1 計画の目的

- 我が国が平成26年1月に批准した障害者権利条約<sup>\*1</sup>では、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現について定めています。
- 障害者権利条約の理念に即して改正された障害者基本法第1条では、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策について、基本となる事項を定めること等により、総合的かつ計画的に推進することを目的としています。
- 本区の基本構想では、「だれもがお互いに人格と個性を尊重し、支え合うまち」を障害福祉分野の将来像として、その実現に向けた基本的な7つの取組みを示しています。
- これらを受け、ノーマライゼーション<sup>\*2</sup>やソーシャルインクルージョン<sup>\*3</sup>の理念のもと、障害の特性や必要な配慮等に関する理解の促進を図るとともに、障害のある人もない人も地域で共に暮らし、共に活動できる社会の実現に向けた取組みをより一層進めていくことが重要です。
- 障害者権利条約及び障害者差別解消法<sup>\*4</sup>で掲げられている障害者に対する合理的配慮<sup>\*5</sup>については、国の基本方針に沿って、区において周知・啓発等具体的な取組みを進めていくこととしています。
- 子どもの権利条約<sup>\*6</sup>の理念に則って児童福祉法が改正され、児童が適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障される権利を有すること等が明確化されました。なお、平成30年4月から障害児福祉計画の策定が義務付けられたことに伴い、障害者のみならず障害児についても、障害の特性や多様なニーズに対応できる専門的・有機的な相談支援体制の構築を図るとともに、ライフステージに応じた切れ目のない支援、一人ひとりの状態に応じて適切なサービス等を提供しその人らしい生活を送るための支援、制度の縦割りを超えた柔軟な支援等が求められています。
- こうした状況に着実に対応していくため、本区は、平成30年から平成32年までの3年間における障害者・障害児施策の考え方と取組みを一体的に示した「文京区障害者・児計画」を策定します。この計画に基づき、障害者権利条約及び子どもの権利条約の考え方を一層浸透させるとともに、障害の有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し、支え合いながら共に生きる地域社会の実現を目指していきます。

※1 障害者権利条約 正式名称「障害者の権利に関する条約」(Convention on the Rights of Persons with Disabilities)

※2 ノーマライゼーション(normalization) 障害のある人もない人も、子どもも高齢者も、すべての人が地域で普通(ノーマル)の生活を送ることを当然とし、共に支え合って普通の生活ができる社会を創造すること、また、その考え方。

※3 ソーシャルインクルージョン(social inclusion) すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念。

※4 障害者差別解消法 正式名称「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。

※5 合理的配慮 障害のある人もない人も、互いに生き方や生きがいを尊重し、支え合い、共に暮らしていくために必要な配慮。例えば、障害者が継続して仕事ができるよう人的な支援や職場環境の改善を雇用者が行うことや、障害者が円滑に移動できるように支援すること(過度の負担とならない範囲)が該当する。

※6 子どもの権利条約 正式名称「児童の権利に関する条約」(Convention on the Rights of the Child)

## 2 計画の性格・位置づけ

- 本計画は、「文京区基本構想」に基づき、その基本理念、将来像等を踏まえて策定する、本区の福祉保健施策を推進するための基本となる総合計画である文京区地域福祉保健計画の分野別計画の1つです。
- また、本区の障害者・児計画は、障害者基本法に基づく「障害者計画」、障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」を一体的に策定した計画であり、区の障害者施策を総合的・計画的に推進するための基本計画となるものです。
- そして、「文京区都市マスタープラン」、「文京区地域防災計画」、「文京区アカデミー推進計画」等の他の分野における行政計画とも整合・連携した計画となっています。

	法的な位置付け	策定の内容
文京区 障害者・児 計画	障害者基本法に基づく 「市町村障害者計画」	・ 障害者のための施策に関する基本的な事項を定めた中長期の計画。
	障害者総合支援法に基づく 「市町村障害福祉計画」	・ 障害者計画で示した基本的な事項のうち、障害福祉サービスに関する3年間の実施計画。 ・ 障害者総合支援法の各種サービス(訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス等)の事業量の見込等を示す。
	児童福祉法に基づく 「市町村障害児福祉計画」	・ 障害者計画で示した基本的な事項のうち、障害児通所支援等に関する3年間の実施計画。 ・ 児童福祉法の各種サービス(障害児通所支援、障害児相談支援等)の事業量の見込み等を示す。

## 3 計画の期間

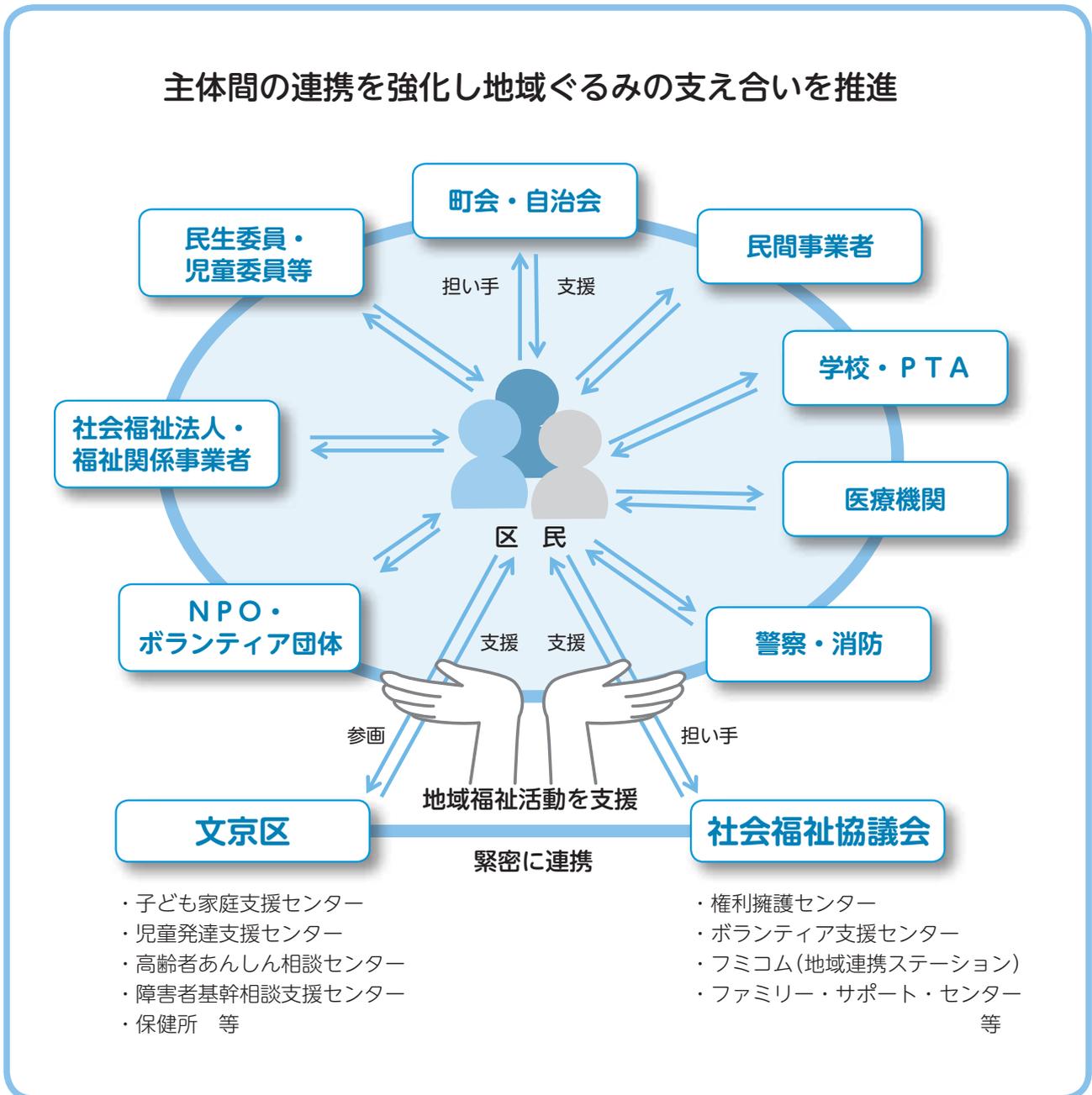
- 本計画は、平成30年度から平成32年度までの3年間を計画期間とし、平成32年度に見直しを行います。

## 4 計画の推進に向けて

### (1) 地域の連携と支え合いによる地域福祉保健の推進

- 地域では、区民、町会・自治会、民生委員・児童委員、福祉関係事業者、NPO、ボランティア団体など様々な主体が地域福祉保健の推進のために、日々主体的に活動しています。
- 本計画を推進していく上では、こうした地域による主体的な活動のすそ野をさらに広げ、様々な主体間の連携を強化するとともに、支援される人たちが時には支援する担い手として活躍するような地域ぐるみの支え合いを推進していくことが大切です。
- 区は、制度的に位置づけられた公的な福祉保健サービスを適切に提供するとともに、地域福祉の推進を担う社会福祉協議会と緊密に連携し、地域の主体的な活動への積極的な支援や様々な主体間の連携を促進し、各主体と協働して地域ぐるみの支え合いを推進します。

【図：地域福祉保健の推進に向けてのイメージ】



## (2) 計画の進行管理

本計画を着実かつ効果的に推進するため、公募区民、福祉保健関係団体の代表者、学識経験者で構成する「文京区地域福祉推進協議会」において、進行管理を行ってまいります。

## 第2章 計画の基本理念・基本目標

○本計画では、地域福祉保健計画の総論で掲げた、次の基本理念及び基本目標に基づき、障害者施策を推進していきます。

### 1 基本理念

#### ○人間性の尊重

だれもが、個人として尊ばれ、人間性が生かされるとともに、人権が尊重される地域社会を目指します。

#### ○自立の支援

だれもが、自分の意思に基づき、自らの選択のもとに自立した生活を営み、自己実現できるよう支援します。

#### ○支え合い認め合う地域社会の実現

ノーマライゼーションやソーシャルインクルージョンの理念に基づき、だれもが、主体的に社会参加でき、相互に人格と個性を尊重し、支え合い、ダイバーシティ<sup>※7</sup>を推進する地域社会の実現を目指します。

#### ○健康の保持・増進

だれもが、健康で安全な生活を享受でき、生涯を通じて健康を保持・増進することができる地域社会を目指します。

#### ○協働による地域共生社会の実現

だれもが、地域の課題を把握し、解決するための活動に、当事者意識を持って、主体的に参画・協働し、分野を超えてつながる地域づくりを推進します。

#### ○男女平等参画の推進

一人ひとりが互いに人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮していきいきと暮らせる地域社会を目指します。

### 2 基本目標

- だれもが、いきいきと自分らしく、健康で自立した生活を営める地域社会を目指します。
- だれもが、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、必要な福祉保健サービスを自らの選択により利用でき、互いに支え合う地域社会を目指します。
- だれもが、地域、暮らし、生きがいとともに創り、互いに高め合い、役割を持つことができる地域社会を目指します。

※7 **ダイバーシティ(diversity&inclusion)** 性別(性自認及び性的指向を含む。)、人種、国籍、宗教、経歴、障害の有無など人それぞれの「違い」を「多様性」として認め合い、互いを尊重し、誰もが暮らしやすい社会の実現を目指す考え方をいう。

## 第3章

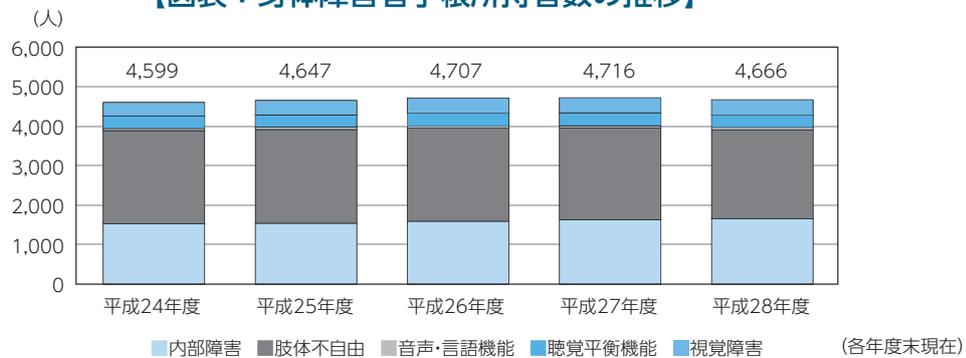
## 障害者・障害児を取り巻く現状

## 1 障害者・障害児の人数

## (1) 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者は、平成28年度末現在、4,666人です。4年前の平成24年度と比較すると、1.5%の増加となっています。障害種別では、肢体不自由が最も多く2,252人(48.3%)、次いで内部障害が1,652人(35.4%)、視覚障害が390人(8.4%)、聴覚平衡機能が306人(6.6%)、音声・言語機能が66人(1.4%)となります。肢体不自由と内部障害の両者を合わせると3,904人で、全体の83.7%を占めています。

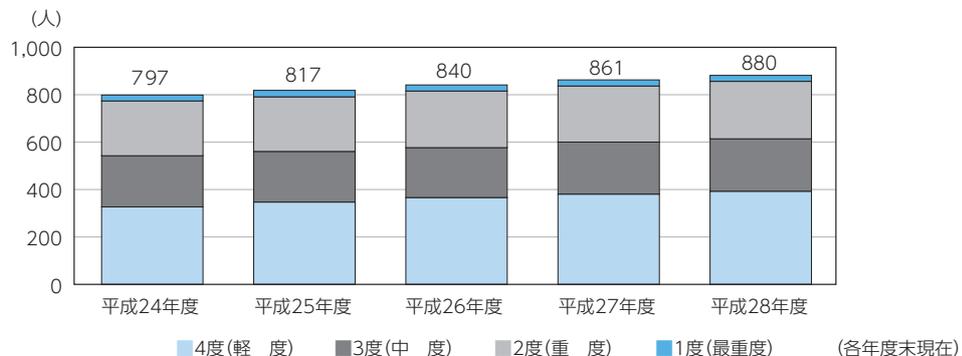
【図表：身体障害者手帳所持者数の推移】



## (2) 愛の手帳所持者数の推移

愛の手帳所持者は、平成28年度末現在880人です。4年前の平成24年度と比較すると、10.4%の増加となっています。4度(軽度)が最も多く、392人で44.5%を占め、次いで2度(重度)が242人(27.5%)、3度(中度)が221人(25.1%)、1度(最重度)が25人(2.8%)となります。4度(軽度)と3度(中度)を合わせると613人で、全体の69.7%を占めています。

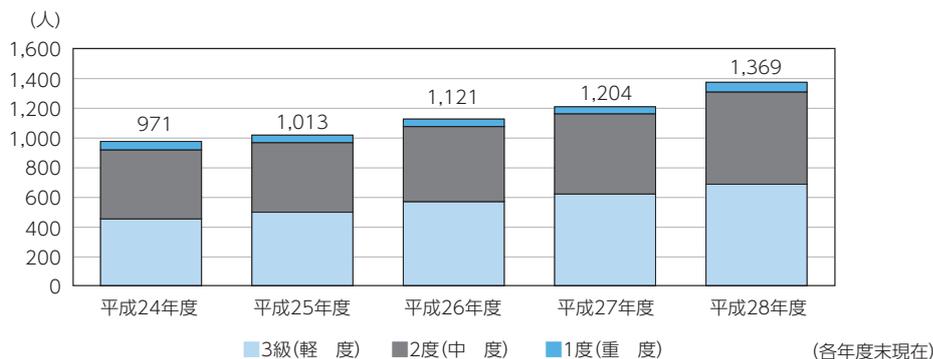
【図表：愛の手帳所持者数の推移】



## (3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者は、平成28年度末現在1,369人です。4年前の平成24年度と比較すると41.0%増加しています。3級(軽度)の人が最も多く683人(49.9%)、次いで2級(中度)が622人(45.4%)、1級(重度)が64人(4.7%)となっています。

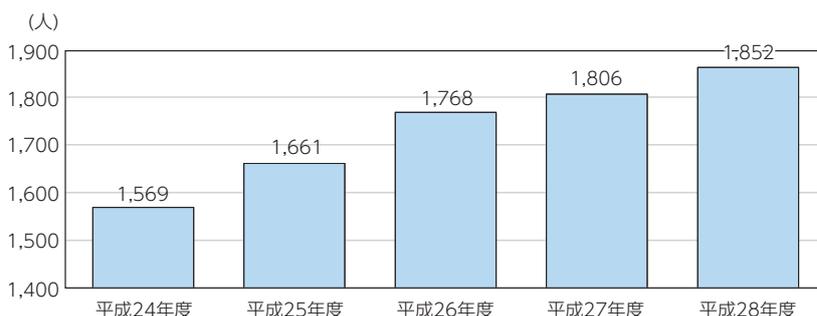
【図表：精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】



#### (4) 難病医療券所持者数の推移

平成25年4月に施行された障害者総合支援法にて、障害者・児の範囲に新たに難病患者が加わりました。その後の難病医療券所持者は、平成28年度末現在1,852人です。法施行時の平成25年度末は1,661人で、この3年間で11.5%の増加でしたが、平成27年度以降、1,800人を超える状態となっています。

【図表：難病医療券所持者数の推移】

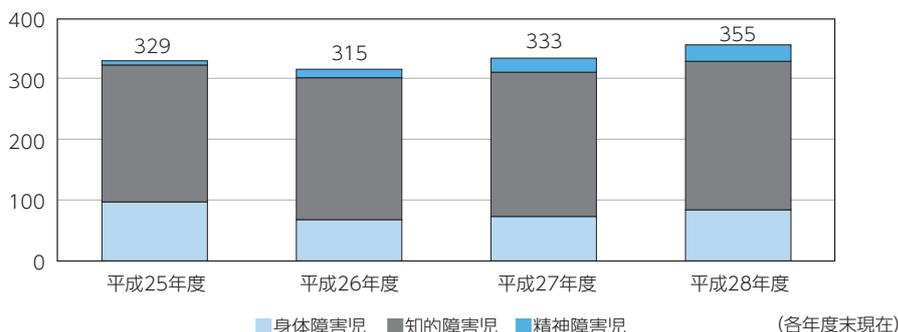


\* 東京都福祉・衛生統計年報の確定数値 (各年度末現在)

#### (5) 障害児の手帳所持者数の推移

障害児の手帳所持者は、平成28年度末現在355人です。平成28年度における障害児の手帳所持者数を障害種別で見ると、知的障害が最も多く244人(68.7%)、次いで身体障害が84人(23.7%)、精神障害が27人(7.6%)となっています。また、3年前の平成25年度と比較すると7.9%の増加となっています。

【図表：障害児の手帳所持者数の推移】



## 2 地域生活の現状と課題

地域の現状や障害者(児)実態・意向調査から、以下の課題が浮き彫りになりました。

### ■障害福祉サービス等の利用状況と日常生活への支援における課題

- ・年々増加する障害福祉サービスの利用者に対し、障害の特性や状況に応じて適正にサービスが提供されること
- ・障害者が自ら望む地域で安心して生活を営めるようにするため、生活の場及び日中活動の場を確保するなど障害福祉サービス基盤の整備がされること
- ・福祉施設等から地域生活への移行を希望する利用者が、安心して地域移行・地域定着できる支援体制を整備すること
- ・良質な障害福祉サービスを安定的に提供できる事業者の体制が確保されること

### ■相談支援と権利擁護における課題

- ・多様かつ複雑なニーズに対して迅速・適切に対応できる相談窓口があること。また各関係者が連携した支援を行うこと
- ・障害者が安心して暮らしていくために、成年後見制度等について一層の周知啓発を行うとともに、障害者の権利擁護についての取組みが推進されること
- ・関係機関が連携し、障害者の虐待防止のための取組みが推進されること
- ・障害者差別解消を図るために、合理的配慮の提供に関する理解が一層推進されること

### ■障害者の就労における課題

- ・就労し続けるために必要な情報提供や相談支援・作業訓練等が充実すること
- ・障害の特性や個性に合わせた多様な就業形態・雇用機会が確保されること
- ・障害や健康状態を理解し柔軟な対応がとれるような、企業側の理解と受け入れ体制の整備が進むこと

### ■子どもの育ち及び家庭への支援における課題

- ・障害児に関する相談件数が増加していることから、相談支援体制が一層充実し適切な支援につながる
- ・子どもの成長や発達・進路に関する相談支援と子どもの成長段階や特性に応じた専門訓練が充実すること
- ・保育士・教員等の資質向上を図るとともに、保育(福祉)と教育が連携し、切れ目のない支援が受けられること
- ・障害のあるなしに関わらず、共に地域で育ちあう環境を確保すること
- ・医療、保健、障害福祉、保育、子育て、教育等の関係機関が連携し、医療的ケア児が身近な地域で育ち、支援を受けられるように支援体制を構築すること

### ■バリアフリー(ソフト・ハード)の推進における課題

- ・道や施設のハード面と、自転車のマナーを守る等ソフト面の両面のバリアフリーが推進されること
- ・学校や職場等を含めた地域全体で障害者に対する理解が進むこと
- ・障害の特性に応じて、適切な媒体によるわかりやすい情報提供が推進されること
- ・障害者・児の社会参加の機会を増やすとともに、学校での福祉教育の推進を図ること
- ・障害を理由とする差別の解消に向けた周知・啓発を図ること

### ■防災・災害における課題

- ・発災時の障害者・児の安否確認や避難誘導等、地域での支援体制が強化されること
- ・障害者が利用しやすいよう避難所の設備が整備され、必要な支援が受けられること
- ・災害時においても医療が確保されること

## 第4章 主要項目及びその方向性

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高めあうことができる地域共生社会の実現に向けた支援体制の整備を推進するために、区が今後3か年で推進していく主要項目を以下の5つに分類しました。各項目について方向性を掲げ、その達成に向けた取り組みを進めていきます。

### (1) 自立に向けた地域生活支援の充実

障害者が自らの望む地域で自立した生活を営み、社会参加を実現するために、障害の特性及び生活の実態に応じた適切な支援の提供や、地域生活を継続するための障害福祉サービスの基盤整備等が必要です。

そのため、グループホームや通所施設等の整備を進めることで地域での生活の場を確保するとともに、ライフステージやライフスタイルによって多様化するニーズを考慮しながら、利用者それぞれの障害の特性や状況に応じたサービスを適正に提供し、障害者の地域生活に必要な支援の充実を図っていきます。

さらに、障害者施設入所者や病院に入院している障害者に対して、地域移行や地域定着に向けた支援を推進するとともに、地域で安心して生活し続けるために関係機関の連携等、支援体制の構築を図っていきます。

また国の基本指針<sup>※8</sup>では、障害者の地域生活に必要な機能の整備として、相談支援体制や地域のネットワーク作り、緊急時の受入などに対応する地域生活支援拠点を、平成32年度末までに各市町村又は圏域に少なくとも1か所整備することを目標にしています。区においても地域自立支援協議会等で協議・検討し、整備に向けた取り組みを行っていきます。

### (2) 相談支援の充実と権利擁護の推進

障害者がいきいきと自分らしい生活を送るためには、障害福祉サービス等の必要な情報が適切に入手でき、また、困ったことや日常生活のことについて、気軽に相談できる場が身近にあることが大切です。

そのため、障害特性を踏まえて、障害福祉サービス等の情報を提供するとともに、地域における相談支援の中核的な拠点となる障害者基幹相談支援センターと関係機関が連携しながら、専門的かつ継続的な相談支援が行えるよう体制を構築することで、相談支援の充実を図っていきます。

また、障害者の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害を理由とした不当な差別的取扱い等を受けることなく、障害者の権利が十分に守られ、地域で安心して暮らせる社会であることが大切です。

障害者権利条約の締結、障害者差別解消法の施行を踏まえ、関係機関との連携を強化し、差別のない共生社会の実現を目指します。また、成年後見制度のさらなる普及啓発、意思決定支援の質の向上等に取り組むことに加え、障害者虐待の防止に向けた地域のネットワークづくりや養護者への支援等を進めることにより、障害者が安心して地域生活が送れるよう支援を行っていきます。

※8 基本指針：障害者総合支援法第87条及び児童福祉法第33条の19に規定する厚生労働省の定める基本指針(平成18年厚生労働省告示395号)。これにより、障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定にあたっては、障害福祉サービス、障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標等を設定することとされている。

### (3) 障害者が安心して働き続けられる就労支援

障害者が地域で自立した生活を送るためには、障害の特性や健康状態などに合わせた働き方ができる多様な雇用の場が必要です。また、障害者雇用促進法で定める法定雇用率の引き上げ等により企業の採用意欲が高まる中、障害者への支援だけでなく、受け入れ側である企業への支援も求められています。

そのため、就労関係機関の中心となる障害者就労支援センターの専門性を高めるとともに、企業実習の支援等機能の充実を図り、よりきめ細やかな支援を行っていきます。加えて、就業している障害者が長く働き続けられるよう、就労に伴う生活面の課題への対応など就労定着支援についても取組みを推進していきます。

また、福祉的就労の底上げを図るため、福祉施設における利用者の工賃を上げる取組みを行うとともに、利用者の就労に関する知識や能力の向上を図っていきます。

### (4) 子どもの育ちと家庭の安心への支援

子どもの育ちと家族を支援していくためには、子どもの発達や成長等に関して気軽に相談できる場や、障害の早期発見や早期療育、子どもの成長段階に応じた適切な支援が必要です。また、子どもを取り巻く関係機関が連携しながら、切れ目のない継続した支援を行うことが重要です。

教育センターにおいて、幼児・児童・生徒に対する福祉部門と教育部門の総合相談窓口を設置しており、保護者等への発達に関する助言・指導の実施及び必要に応じた専門訓練等、子どもとその家族を含めた相談支援の充実を図っていきます。また、児童発達支援センターにおいて、関係機関との連携の強化を図ることで、子どもの成長段階に応じた適切な支援を行い、切れ目のない療育の充実を図っていきます。

また、障害の有無に関わらず、全ての子どもが地域で安心して過ごし育つことのできる社会を目指すため、障害児と健常児が共に育ちあう環境を整えるとともに、遊び等の様々な経験を通して、障害や障害児への理解を促していきます。

さらに、仕事と子育ての両立を含めた障害のある子どもの保護者の支援を図るとともに、就学児に対しては、生活能力向上のための必要な訓練と併せて社会との交流促進を図るための居場所づくりを行うことで、家庭の負担感を軽減し、子どもの育ちと家庭の安心に対する支援を行っていきます。

医療的ケア児の支援について、保健、医療、福祉、子育て、教育等の関係機関が連携し、医療的ケア児が身近な地域で育ち、必要な支援が受けられるように障害児支援の充実を図っていきます。

## (5)ひとにやさしいまちづくりの推進

障害者を含めた全ての人々が安心・安全に暮らし、積極的に社会参加するためには、3つのバリアフリーを推進していく必要があります。

3つのバリアとは、「まちのバリア」、「心のバリア」、「情報のバリア」を指します。これらの障壁を取り除くために、まず、「まちのバリアフリー」では、区内の公共的性格をもつ施設や道路など、障害者を含むすべての人が安全かつ快適に利用できるように整備し、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたまちづくりを進めます。また、「情報のバリアフリー」では、障害に応じた適切な媒体によって、必要な情報を入手できるための取組みを推進し、「心のバリアフリー」では、学校や職場などを始めとする、地域における障害や障害者に対する理解を促進する取組みを行います。

このようにハード面・ソフト面の障壁を取り除く取組みを進め、当事者が主体的に社会参画で豊かな生活を送ることのできる、ノーマライゼーションの考え方に基づいた共生社会の実現を目指します。

また、災害時や緊急事態に対応するために、避難行動要支援者への支援体制の充実を図るとともに、障害者とその家族を地域全体で支えるコミュニティの形成を進め、地域の災害対応力を高めていきます。あわせて、在宅避難者への支援を的確に行うとともに、障害特性に配慮した避難スペースやトイレのバリアフリー化など、障害者に配慮した避難所や福祉避難所の整備を進め、災害時における障害者への支援の充実を図ります。

さらに、障害特性に応じた災害時の情報の入手や、障害者自身が困っていることを周囲に知らせるための意思疎通への支援など、災害・緊急事態における障害特性に応じた支援体制を充実させていきます。



1 自立に向けた地域生活支援の充実					
小項目	計画事業	就学前	就学後	卒業期／ 就職期	高齢期
2 事業者への 支援・指導	(1) 福祉サービス第三者評価制度の利用促進				
	(2) 障害福祉サービス事業者等への指導・監査				
	(3) 障害者施設職員等の育成・確保				
	4 障害福祉サービス等事業者連絡会の運営				
3 生活の場の 確保	1 グループホームの拡充				
	2 共同生活援助(グループホーム)◆				
	3 施設入所支援◆				
	4 自立生活援助◆				
	(5) 居住支援の推進				
4 地域生活への 移行及び 地域定着支援	1 福祉施設入所者の地域生活への移行◆				
	2 入院中の精神障害者の地域生活への移行◆				
	3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築◆				
	4 精神障害者の地域定着支援体制の強化				
	5 地域移行支援◆				
	6 地域定着支援◆				
5 生活訓練の 機会の確保	1 精神障害回復途上者デイケア事業				
	2 地域活動支援センター◆				
	3 自立訓練(機能訓練・生活訓練)◆				
	4 難病リハビリ教室				
6 保健・医療 サービスの充実	(1) 自立支援医療				
	(2) 難病医療費助成				
	(3) 障害者(児)歯科診療事業				
	(4) 在宅療養者等歯科訪問健診・予防相談指導事業				
	5 精神保健・難病相談				
7 経済的支援	(1) 福祉手当の支給				
	(2) 児童育成手当の支給				
	(3) 利用者負担の軽減				

2 相談支援の充実と権利擁護の推進					
小項目	計画事業	就学前	就学後	卒業期／ 就職期	高齢期
1 相談支援体制 の整備と充実	(1) 総合的な相談支援体制の構築	▶	▶	▶	▶
	2 計画相談支援◆	▶	▶	▶	▶
	3 地域移行支援◆ 【再掲 1-4-5】	▶	▶	▶	▶
	4 地域定着支援◆ 【再掲 1-4-6】	▶	▶	▶	▶
	5 相談支援事業◆	▶	▶	▶	▶
	6 地域自立支援協議会の運営	▶	▶	▶	▶
	(7) 障害者基幹相談支援センターの運営	▶	▶	▶	▶
	(8) 身体障害者相談員・知的障害者相談員	▶	▶	▶	▶
	(9) 障害福祉サービス等の情報提供の充実	▶	▶	▶	▶
	10 地域安心生活支援事業 保 2-3-2	▶	▶	▶	▶
	(11) 意思決定支援の在り方の検討	▶	▶	▶	▶
	12 小地域福祉活動の推進 地 1-1-1	▶	▶	▶	▶
	(13) 民生委員・児童委員による相談援助活動【再掲 5-6-5】	▶	▶	▶	▶
2 権利擁護・ 成年後見等の 充実	1 福祉サービス利用援助事業の促進 地 3-3-1	▶	▶	▶	▶
	2 成年後見制度の利用促進◆ 地 3-3-4	▶	▶	▶	▶
	(3) 法人後見の受任	▶	▶	▶	▶
	(4) 福祉サービスに対する苦情申立・相談対応の充実	▶	▶	▶	▶
	(5) 障害者・児虐待防止対策支援事業	▶	▶	▶	▶
	6 障害者差別解消支援地域協議会の運営	▶	▶	▶	▶

3 障害者が安心して働き続けられる就労支援					
小項目	計画事業	就学前	就学後	卒業期／ 就職期	高齢期
1 就労支援体制 の確立	1 障害者就労支援の充実	▶	▶	▶	▶
	(2) 就労支援ネットワークの構築・充実	▶	▶	▶	▶
	3 就労促進助成事業	▶	▶	▶	▶
2 職場定着支援の 推進	1 就業先企業への支援	▶	▶	▶	▶
	2 安定した就業継続への支援	▶	▶	▶	▶
	(3) 就労者への余暇支援	▶	▶	▶	▶
3 福祉施設等 での就労支援	1 福祉施設から一般就労への移行◆	▶	▶	▶	▶
	2 就労移行支援◆	▶	▶	▶	▶
	3 就労継続支援(A型・B型)◆	▶	▶	▶	▶
	4 就労定着支援◆	▶	▶	▶	▶
	(5) 福祉的就労の充実	▶	▶	▶	▶
	(6) 障害者施設優先調達法に基づいた物品調達の推進	▶	▶	▶	▶
	7 日中活動系サービス施設の整備【再掲 1-1-19】	▶	▶	▶	▶
4 就労機会の拡大	(1) 区の業務における就労機会の拡大	▶	▶	▶	▶
	(2) 障害者雇用の普及・啓発	▶	▶	▶	▶
	(3) 地域雇用開拓の促進	▶	▶	▶	▶

4 子どもの育ちと家庭の安心への支援					
小項目	計画事業	就学前	就学後	卒業期／ 就職期	高齢期
1 障害のある 子どもの 健やかな成長	1 乳幼児健康診査 保1-4-2	▶			
	2 発達健康診査	▶			
	(3) 総合相談事業の充実	▶			
	(4) 発達に関する情報の普及啓発	▶			
	(5) 在宅療養者等歯科訪問健診・予防相談指導事業【再掲1-6-4】	▶			
2 相談支援の 充実と 関係機関の 連携の強化	1 児童発達支援センターの運営	▶			
	(2) 多様な支援機関の連携	▶			
	3 医療的ケア児支援体制の構築◆	▶			
	4 医療的ケア児支援調整コーディネーターの配置◆	▶			
	(5) 継続支援体制の充実	▶			
	(6) 個別の支援計画の作成	▶			
	(7) 専門家アウトリーチ型支援	▶			
	8 障害児相談支援◆	▶			
	9 医療的ケア児在宅レスパイト事業	▶			
	10 障害児通所支援事業所における重症心身障害児の支援充実に向けた検討◆	▶			
3 乳幼児期・ 就学前の支援	1 児童発達支援◆	▶			
	2 医療型児童発達支援◆	▶			
	3 居宅訪問型児童発達支援◆	▶			
	4 文京版スターティング・ストロング・プロジェクト【再掲4-5-9】	▶			
	5 保育園障害児保育	▶			
	6 幼稚園特別保育	▶			
	7 就学前相談体制の充実	▶			
	(8) 総合相談事業の充実【再掲4-1-3】	▶			
	(9) 専門家アウトリーチ型支援【再掲4-2-7】	▶			
4 学齢期の支援	(1) 総合相談事業の充実【再掲4-1-3】	▶			
	2 特別支援教育の充実		▶		
	(3) 育成室の障害児保育		▶		
	4 バリアフリーパートナー事業	▶			
	(5) 個に応じた指導の充実		▶		
	(6) 交流及び共同学習支援員配置事業		▶		
	(7) 特別支援教育担当指導員配置事業		▶		
	(8) 専門家アウトリーチ型支援【再掲4-2-7】	▶			
	9 放課後等デイサービス◆		▶		
	10 居宅訪問型児童発達支援【再掲4-3-3】	▶			
5 障害の有無に 関わらず、 地域で過ごし 育つ環境づくり	1 保育園障害児保育【再掲4-3-5】	▶			
	2 幼稚園特別保育【再掲4-3-6】	▶			
	(3) 育成室の障害児保育【再掲4-4-3】		▶		
	(4) 交流及び共同学習支援員配置事業【再掲4-4-6】		▶		
	(5) ぴよぴよひろば(親子ひろば事業)	▶			
	(6) 子育てひろば	▶			
	(7) 児童館	▶			
	(8) b-lab(文京区青少年プラザ)		▶		
	9 文京版スターティング・ストロング・プロジェクト	▶			

5 ひとにやさしいまちづくりの推進					
小項目	計画事業	就学前	就学後	卒業期/ 就職期	高齢期
1 まちの バリアフリーの 推進	(1) 文京区バリアフリー基本構想の推進				
	2 道のバリアフリーの推進 地2-1-1				
	(3) 文京区福祉のまちづくりに係る 共同住宅等整備要綱に基づく指導				
	(4) 総合的自転車対策の推進				
	(5) 公園再整備事業				
	6 公衆・公園等トイレの整備事業 地2-1-6				
	(7) コミュニティバス運行				
	(8) ごみの訪問収集				
2 心の バリアフリーの 推進	1 障害及び障害者・児に対する理解の促進 (理解促進研修・啓発事業)◆				
	2 障害者週間記念行事「ふれあいの集い」の充実				
	(3) 障害者事業を通じた地域参加				
	(4) 障害者差別解消に向けた取組の推進				
3 情報の バリアフリーの 推進	(1) 情報提供ガイドラインに即した情報発信の推進				
	(2) 情報バリアフリーの推進				
	(3) 図書館利用に障害のある方への 図書館資料の貸出				
4 防災・安全 対策の充実	(1) ヘルプカードの普及・啓発				
	(2) 避難行動要支援者への支援				
	3 福祉避難所の拡充 地3-4-4				
	(4) 避難所運営協議会の運営支援				
	5 災害ボランティア体制の整備 地3-4-3				
	6 耐震改修促進事業 地3-4-5				
	7 家具転倒防止器具設置費用助成 地3-4-6				
	(8) 緊急通報・火災安全システムの設置				
5 地域との交流 及び文化活動・ スポーツ等への 参加支援	(1) 障害者事業を通じた地域参加 【再掲5-2-3】				
	(2) 地域に開かれた施設運営				
	3 障害者週間記念行事「ふれあいの集い」の充実 【再掲5-2-2】				
	(4) 心身障害者・児レクリエーション				
	(5) 障害者スポーツ等の推進				
6 地域福祉の 担い手への 支援	1 ボランティア活動への支援 地1-1-3				
	2 手話奉仕員養成研修事業				
	3 ふれあいいいききサロン 地1-1-6				
	4 ファミリー・サポート・センター事業 子3-1-3				
	(5) 民生委員・児童委員による相談援助活動				
	(6) 話し合い員による訪問活動				
	7 自発的活動支援事業◆				
	(8) 地域活動情報サイト				

# 第6章 計画事業

## 1 自立に向けた地域生活支援の充実

- 障害者自らが望む生活を選択でき、地域で自立した生活を送るために、日常生活を支援するサービスの充実や生活の場の確保に向けた取組みを進め、生活訓練の機会の確保、保健・医療サービスの充実に努めていきます。さらに、生涯にわたって地域で安心して住み続けられるよう、地域移行及び地域定着促進に向けた支援体制整備の推進や地域生活を支援するための拠点整備を行い、障害者が住み慣れた地域で継続して生活するための支援をしていきます。
- また、障害者が安心してサービスを利用できるよう、事業者への支援や指導を行うことで、サービスの質の向上や職員等の育成を図っていきます。

### 《主な計画事業》

事業名	事業概要
1-1-19 日中活動系サービス 施設の整備	障害者の就労支援や創作活動等に係る場をより確保するために、民間事業者誘致による日中活動系サービス施設整備を促進する。
1-1-20 地域生活支援拠点の 整備◆	地域自立支援協議会等関係機関と連携して、地域課題や地域資源を勘案した上で、相談の場、体験の場、緊急受入の場等、それぞれの機能の強化を図り、障害者に切れ目なく支援する仕組みを検討・整備する。 本事業は、第5期障害福祉計画の成果目標に定められている事業である。
1-2-3 障害者施設職員等の 育成・確保	障害者施設従事者向けの研修会の実施等により、法改正等の国の動向についての理解促進や利用者支援における職員のスキルアップを図り、職員等の育成についての支援を行う。また、移動支援従事者研修等への支援を行うことにより、福祉従事者の育成を図っていく。
1-3-1 グループホームの 拡充	障害者が地域の中で自立した生活を送れるよう、社会福祉法人等による障害者グループホーム整備費助成や、社会福祉法人等が民間アパート等を借り上げて障害者グループホームを開所する際の初期費用の助成を行うことにより、施設整備を促進する。 また、既存施設がサテライト方式※9により定員数を増やす場合も助成を行う。
1-3-3 施設入所支援◆	施設に入所する障害者に、主として夜間等における入浴、排せつ、食事の介護等を行い、日常生活支援を図る。

#### ※9 サテライト方式

地域における多様な住まいの場を増やしていく観点から創設された、新たなグループホームのあり方。共同生活を営むというグループホームの趣旨を踏まえつつ、1人で暮らしたいというニーズにも応えるため、グループホーム本体との連携を前提とし、一人暮らしに近い形態でサービスを提供する。

事業名	事業概要
1-4-1 福祉施設入所者の 地域生活への移行◆	<p>福祉施設入所の障害者が、自ら選択した地域で自立した日常生活又は社会生活を営めるよう、障害福祉サービス等の支援を行い、地域生活移行を進める。</p> <p>本事業は、第5期障害福祉計画の成果目標に定められているものであり、平成28年度の施設入所者数のうち、平成32年度までに地域生活へ移行する者の見込み量の設定を求められている。よって、3年間の事業量は累計として記載する。</p>
1-4-2 入院中の精神障害者の 地域生活への移行◆	<p>退院可能な入院中の精神障害者が、地域で自立した生活を送ることを可能にするため、地域相談支援サービスを活用しながら、保健師及び地域活動支援センターが入院中から地域生活への移行を支援する。</p>
1-5-3 自立訓練 (機能訓練・生活訓練) ◆	<p>障害者に対して一定期間、身体機能又は生活能力の維持・向上のために必要な訓練を行い、自立した日常生活又は社会生活ができるよう支援する。</p>
1-6-1 自立支援医療	<p>心身の障害の状態の軽減を図り、必要な医療についての支援を行うことで、障害者・児の自立した日常生活又は社会生活を推進する。</p>
1-7-3 利用者負担の軽減	<p>障害福祉サービス等の利用者負担に対し、様々な軽減策を実施することで利用者負担の軽減を図る。</p> <p>現在区が行っている負担軽減策として、非課税世帯の負担の無料化(平成22年度より)等を実施している。また、平成26年度から国が実施している、就学前の障害児通所施設に係る利用者負担の多子軽減措置に加え、区独自の助成制度を開始することで利用者負担の軽減を図っている。</p> <p>その他、区立障害者施設の給食費や、移動支援等の地域生活支援事業の利用者負担等については、区における負担軽減を継続して実施しており、適切な対応によって障害福祉サービスの利用を支援する。</p>

◆は、障害者総合支援法第87条及び児童福祉法第33条の19に規定する厚生労働省の定める基本指針(平成18年6月26日厚生労働省告示第395号)において、年度ごとの利用者数、量の見込みを定めることとされたものです。

## 2 相談支援の充実と権利擁護の推進

- 障害者の相談内容に応じた確かな支援を行うため、本人に関わる支援者をはじめ、福祉事務所や保健所、相談支援事業所等の関係機関と適宜連携を図りながら、障害者基幹相談支援センターを中心に多面的な支援を行っていきます。併せて、具体的な相談支援体制や関係機関のネットワーク等については、引き続き地域自立支援協議会において議論を深め、充実したものとなるよう検討していきます。
- また、障害者権利条約の締結、障害者差別解消法の施行を受け、障害者の権利の実現に向けた取組みや障害者差別解消への取組みについて一層の強化が求められています。障害者の人権や意見が尊重され、養護者等による虐待などを受けることなく、安心して生活を送ることができるよう、成年後見制度の普及啓発や障害者虐待防止体制の強化、障害者差別解消支援地域協議会における障害者差別解消のための条例に関する検討等、障害者の権利擁護についての取組みを推進していきます。

### 《主な計画事業》

事業名	事業概要
2-1-2 計画相談支援◆	障害者・児のニーズに基づくサービス等利用計画(サービス利用支援・継続サービス利用支援)の作成と評価を行い、課題の解決や適切なサービス利用に向けて、よりきめ細やかな支援を行う。
2-1-7 障害者基幹相談支援センターの運営	障害者等が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、地域の特性や障害者等の状況に応じたきめ細かな総合相談支援を実施し、障害者の権利擁護や地域移行・地域定着に関する取組み及び関係機関とのネットワーク構築など、支援体制の強化等を推進する相談支援活動の拠点として事業運営を行う。
2-2-2 成年後見制度の利用促進◆ (地3-3-4)	成年後見制度について、区民向けの学習会の開催やパンフレットの配布等を通じて、普及・啓発を進めるとともに、制度利用についての相談に対応する。また、弁護士等の専門家による個別相談会を開催する。【社会福祉協議会実施事業】
2-2-6 障害者差別解消支援地域協議会の運営	地域の関係機関等が委員となり、障害を理由とする差別に関する相談等の事例共有や障害者差別解消条例に関する検討等、差別を解消するための取組について協議を行う。

### 3 障害者が安心して働き続けられる就労支援

- 障害者雇用促進法による法定雇用率の引き上げ(平成25年4月)、障害者雇用納付金制度の改正(平成27年4月)、就労者に対する合理的配慮の提供(平成28年4月)、精神障害者の雇用義務の追加(平成30年4月)など、障害者就労を促進する政策が打ち出されたこと等を背景に、障害者の雇用数が増加しています。
- 一方で、障害者が自らに合った仕事に就き、働き続けるためには、障害特性を踏まえた多様な仕事・就労形態の創出や、職場の上司や同僚の理解と協力などを求める声があり、雇用側と障害者を結び付ける橋渡しが必要となっています。また、身体障害・知的障害・精神障害の他に、発達障害や高次脳機能障害、難病など障害が多様化する中で、それぞれの障害特性や状況に応じた専門性の高い支援が求められています。
- そこで、これまで以上に企業及び障害者に対する就労支援や職場定着支援の充実を図るとともに、就労支援センターの専門性を高め、関係機関等との連携強化を図りながらきめ細やかな支援を行っていきます。また、就労の機会拡大を図るとともに、障害の程度に応じた就労への支援として、福祉施設等での就労についても充実するよう努めていきます。

#### 《主な計画事業》

事業名	事業概要
3-1-1 障害者就労支援の 充実	障害者の社会参加と自立を促進するため、就労に関する相談・支援等について、障害者就労支援センターを中心に実施する。多様化している障害特性や働き方へのニーズに応じた専門性の高い支援やコーディネート力の強化、増加する新規登録者・就労者に対する定着支援、生活支援等、地域の拠点としての機能の充実を図る。また、平成30年度から精神障害者の雇用が義務化されることに伴い、精神障害者の就労支援や企業支援、定着支援等、安心して働き続けることができる支援体制を構築する。
3-2-2 安定した 就業継続への支援	就労先への定期的な職場訪問の実施や定期的な個別面談を通して、職場の人間関係等の困りごと等の相談に応じ、就業継続に向けた支援を行う。教育機関(特別支援学校等)や職業訓練校、就労系事業所(就労移行支援・就労継続支援等)からの就職者に対しても、各機関との連携を図りながら職場定着支援を実施する。また、生活の中で生じた心配事や課題については地域の関係機関と連携し、安定した職業生活を送れるように支援する。
3-3-1 福祉施設から 一般就労への移行◆	就労移行支援及び就労継続支援等の福祉施設を利用する障害者が、一般就労へ移行し定着することを推進する。また、福祉施設に対して、日頃の連携や様々な就労支援に関する情報提供を行うことで、福祉施設利用者が就労支援へのアクセスが容易となるような環境作りを行う。 本事業は、第5期障害福祉計画において成果目標に定められている事業である。
3-4-1 区の業務における 就労機会の拡大	平成26年6月から区内で知的・精神障害者のチャレンジ雇用が始まり、企業就労を目指す障害者の雇用機会の拡大に寄与してきた。今後は、区内インターンシップとの連携や、福祉施設における就労体験の場として実習受け入れなどを実施し相乗効果を上げていく。 また、区役所内においてのインターンシップ事業の継続や委託業務などの拡大の検討を行い、障害者就労の機会の拡大や雇用の促進を図る。

## 4 子どもの育ちと家庭の安心への支援

- 障害を早期に発見し、適切な支援につなげるため、福祉部門と教育部門の相談窓口を一本化し、より分かりやすく切れ目のない支援体制の充実を図っていきます。また、児童発達支援センターにおいては、地域の障害児及びその家族への相談支援や他の障害児支援事業所への援助・助言などを実施し、引き続き地域の中核的な施設としての役割を担っていきます。
- また、全ての子どもが地域で安心して過ごし育つことのできる社会を目指し、障害の有無に関わらず共に育ちあう環境を整えるとともに、就学児の放課後の居場所づくりを行うことで、家庭の負担感を軽減し、子どもの育ちと家庭の安心に対する支援を行っていきます。

### 《主な計画事業》

事業名	事業概要
4-1-3 総合相談事業の 充実	教育センター総合相談室において、発達に何らかの心配ごとがある子どもについて保護者からの相談に応じ、助言、指導を行う。また、必要に応じて専門訓練（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）、グループ指導等の子どもへの発達援助、療育の事業者の情報提供及び紹介を行う。各園・学校・関係機関との連携を深めながら、乳幼児期から学齢期への切れ目のない支援を行っていく。
4-2-3 医療的ケア児 支援体制の構築◆	医療的ケア児が、未就学期・学齢期・成人期のライフステージに応じて円滑かつ適切な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関による協議の場を設置し、適切な支援体制の構築に向けた課題・対策等について協議を行う。 なお、本事業は第5期障害福祉計画において成果目標に定められている事業である。
4-3-7 就学前相談体制の 充実	専門の委員からなる特別支援教育相談委員会を設置し、就学において特別な支援を必要とする児童・生徒の個々のニーズに応じて、可能な限り保護者の意向を尊重したうえで、適切な支援を受けられるようにする。
4-4-9 放課後等 デイサービス◆	就学している障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練や社会との交流の促進等の支援を行うことで、障害児の健全な育成を図る。
4-5-9 文京版スターティング・ ストロング・プロジェクト	集団参加や対人コミュニケーション等の社会的スキルが乳幼児期から身につくよう、心理士等の専門家チームが区内の幼稚園・保育園・児童館等を訪問し専門的発達支援を行うとともに、保護者に対しても専門的観点から育児方法を伝え、より質の高い育児環境を整え、健やかな育ちを支えていく。

## 5 ひとにやさしいまちづくりの推進

- ひとにやさしいまちづくりの実現にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮した福祉のまちづくりを推進します。
- また、まちのバリアフリー、心のバリアフリー、情報のバリアフリーをそれぞれ進めることにより、誰もが地域で安全に快適な生活を送ることができ、障害者に対する偏見や誤解を受けない社会とするため、情報発信の強化を含めた様々な取組みを進めていきます。
- さらに、災害時・緊急時に対する支援については、災害弱者となりかねない障害者を的確に支援するため、要支援者情報の確保や人的支援のネットワークの構築を図るとともに、地域コミュニティや支え合いの重要性を基本とした地域づくりを進めます。

### 《主な計画事業》

事業名	事業概要
5-1-1 文京区バリアフリー 基本構想の推進	文京区バリアフリー基本構想に基づき、重点整備地区別計画に位置付けた特定事業(具体的なバリアフリー事業)の実施を促進するために、バリアフリー整備に係る費用の一部に対し補助金の交付を行うとともに、進捗状況を管理する。
5-2-1 障害及び障害者・児に 対する理解の促進(理解 促進研修・啓発事業)◆	障害者・児が住み慣れた地域社会において、差別や偏見なく地域の一員として育ち暮らし続けていけるよう、様々な機会を捉えて障害の特性や障害のある人に対する理解を促していく。
5-3-2 情報バリアフリーの 推進	障害者パソコン教室の実施、区役所窓口への拡大鏡・筆談ボード等の設置、音声認識ソフトインストール済みタブレット端末の設置等により、障害者が日常生活を送る上で必要な情報を取得するための支援を行い、情報バリアフリーの推進を図っていく。
5-4-3 福祉避難所の拡充 (地3-4-4)	避難所での避難生活が著しく困難な方を一時的に受け入れ、保護するための二次避難所である福祉避難所について、区内に存する福祉関連施設等と連携・協力して設置箇所数の拡大を図るとともに、福祉避難所が機能するよう設置及び運営方法に関する検討を進める。 また、福祉避難所においては、他の避難所と同様に避難者が利用できる公衆無線LAN設備を配置する。
5-5-5 障害者スポーツ等の 推進	障害者(児)向けスポーツ事業を実施し、スポーツに触れる機会を提供するとともに、スポーツの楽しさや魅力を伝えていく。また、スポーツ施設を改修する際には、バリアフリー化を進めるなど、誰もが利用しやすい施設環境を整備する。
5-6-1 ボランティア活動への 支援 (地1-1-3)	ボランティア養成講座や研修等を実施し、地域の担い手を育成するとともに、福祉教育の充実、ボランティア・市民活動情報の収集・提供の強化・向上、コーディネート機能の強化等を図り、地域福祉活動の多様化、活性化を図る。 また、地域活動や交流会等を通じて活動団体間の交流を促進し、ネットワーク化を推進しボランティア・市民活動の輪を広げる。 【社会福祉協議会実施事業】

## 第7章

## 障害福祉計画等における成果目標

国は、障害者総合支援法に基づく第5期障害福祉計画及び児童福祉法に基づく第1期障害児福祉計画の策定にあたり、障害福祉サービス及び相談支援、障害児通所支援、市町村の地域生活支援事業を提供するための体制の確保が、総合的かつ計画的に図られるよう基本指針を示しています。

基本指針では、「福祉施設入所者の地域生活への移行」、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」、「地域生活支援拠点等の整備」、「福祉施設から一般就労への移行」、「障害児支援の提供体制の整備」の5点を成果目標に掲げ、それぞれ目標値を明確に示すことを定めています。さらに、成果目標を達成するために必要な活動指標を定め、その見込み量を計画の中に示すことも求めています。

これに基づき本章では、これまでの本区の実績及び実情を踏まえた上で、東京都の基本的な考え方との整合性を図りながら、平成32年度までに達成すべき成果目標の目標値と活動指標の見込み量を示していきます。

## 1 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画における成果目標

### (1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針では、平成28年度末時点の施設入所者のうち、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、平成32年度末における地域生活への移行者の目標値を設定することとしています。

◆本区における施設入所支援利用者は、平成28年度末時点で131人となっています。施設入所者の地域移行を進めるための基盤を整備することを基本としつつ、一定程度施設入所の需要があることにも配慮し、平成32年度末における地域生活移行者数8人と施設入所支援利用者数131人を目標として地域生活への移行の取組みを進めていきます。

### (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針では、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することとしています。

◆本区では、病院、診療所、訪問看護ステーション等において精神科医療に携わる専門的知識を持った関係者が参加する協議の場を設置し、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組みを進めていきます。

### (3) 地域生活支援拠点等の整備

基本指針では、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、障害者の地域生活を支援する機能(相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受入・対応、専門性の確保、地域の体制作り等)を整備した拠点を平成32年度までに少なくとも1か所整備することとしています。

◆本区では、地域の課題や資源等の実情を勘案し、地域自立支援協議会や関係機関等と協議しながら、平成32年度末までの整備に向けて検討を進めていきます。

#### (4) 福祉施設から一般就労への移行

基本指針では、平成32年度における福祉施設から一般就労への移行についての目標値を、平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを基本として設定することとしています。

- ◆本区においては、平成28年度は16人が福祉施設から一般就労へ移行しました。これを受けて、平成32年度中の福祉施設から一般就労への移行者について、平成28年度実績の1.5倍の24人を目標として、一般就労移行に向けた支援を行っていきます。

#### (5) 障害児支援の提供体制の整備等

基本指針では、重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保することや、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように医療的ケア児のための関係機関の協議の場を設置することとしています。

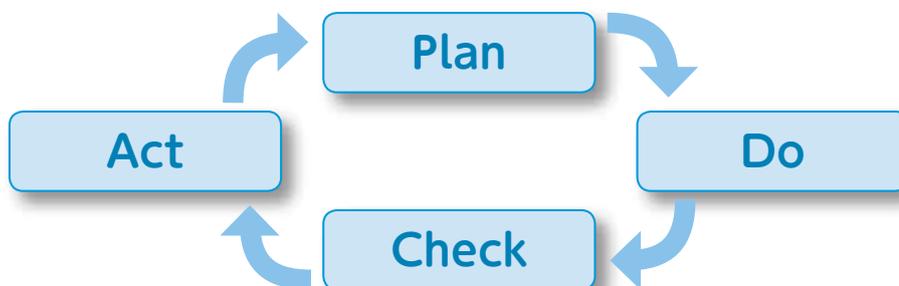
- ◆本区では、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保・充実に向けて、課題等を整理し対策の検討を行っていきます。
- ◆本区では、医療的ケア児が、未就学期・学齢期・成人期のライフステージに応じて円滑かつ適切に支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関による協議の場を設置し、連携を図っていきます。

### 3 障害福祉計画等の進行管理

国の基本指針では、障害者施策及び関連施策の動向も踏まえながら、少なくとも年1回は実績を把握、分析し、第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画の評価を行うとともに、必要がある場合は計画内容の変更を行うようPDCAサイクルの実施を明記しています。

区においても、国の基本指針に沿って、本章で示した成果目標及び活動指標についての評価を地域福祉推進協議会障害者部会等において実施し、PDCAを確実に実施することで障害福祉計画等の進行管理を行っていきます。

#### (PDCAサイクルのイメージ)



計画 (Plan)	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する
実行 (Do)	計画に基づき活動を実行する
評価 (Check)	活動を実施した結果を把握・分析し、考察する(学ぶ)
改善 (Act)	考察に基づき、計画の目標、活動などを見直しする

- 詳しい内容は、障害者・児計画の本文をご覧ください。
- 文京シビックセンター2階の行政情報コーナー、区立図書館、区ホームページ等でご覧になれます。

ふみ みやこ  
「文の京」ハートフルプラン  
文京区地域福祉保健計画  
**障害者・児計画**

平成30年度～平成32年度

平成30年(2018年)3月発行

発行／文京区

編集／福祉部障害福祉課

〒112-8555 文京区春日一丁目16番21号

電話 03-5803-1211(直通)

印刷物番号 F0117085

再生紙を使用しています。